

指定管理者管理運営状況評価

評価対象施設	狭山稲荷山公園
指定管理者	狭山稲荷山公園・西武パートナーズ
評価対象年度	平成27年度
施設所管課所	川越県土整備事務所

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の平等な都市公園の利用の確保	平等利用の確保	A	施設の供用日、供用時間を適切な場所に分かりやすく掲示している。
	利用料金の適切・公平な徴収	A	利用料金の徴収を適切に行うとともに、わかりやすく掲示等を行っている。
	苦情・要望等への適切な対応	A	アンケートの実施、管理事務所に対するの問い合わせの記録等により公園に対する意見の幅広い収集を行い、適切な対応を行うとともに公園の改善に活かしている。
関係する法令等を遵守した適正な都市公園の運営	法令等の遵守	A	・禁止事項の掲示を行っている。 ・犬のノーリードや集団走行等危険事項に対して利用指導を行っている。
	適切な各種手続き	A	・行為許可等法令に基づく手続きを適切に行っている。 ・管理棟内受動喫煙防止等法令に基づく手続きを適切に対応している。
都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営	事業の実施	A	狭山市や市民団体との協働により、各種イベントを開催した。
	安全性の確保	A	・必要な保守、修繕、点検作業を行った結果、管理瑕疵に基づく事故は発生しなかった。 ・台風被害の対応も適切に行っている。
	防災等適切な管理の履行	A	マニュアルを作成、周知するとともに各種研修や防災訓練を実施して職員への周知を行っている。
指定管理業務を行う経営基盤	収支の適正な管理	A	・適切な財務処理を行っている。
	事業計画との整合性	A	・適切な会計書類の整備を行っている。 ・必要な保険に加入している。
その他	個人情報の適切な管理	A	個人情報保護マニュアルを整備し、適切な管理を行っている。
	県内中小企業及び環境への配慮	A	・特殊な物件以外は県内中小企業へ発注している。 ・剪定枝や落ち葉等をチップ化し再利用する等、環境に配慮している。
総合評価		A	公園の特性を活かした各種事業の積極的な実施や、市民団体との協働による利用者に親しまれる公園づくりに努めている。

特記事項	特に評価すべき点	公園の特性を踏まえた園地管理を適正に行い、「お客様に親しまれる公園づくり」に努めている。
	次年度に向けて改善が望まれる点	特になし